

国保だより

No.210 (令和8年4月発行)

江東区生活支援部医療保険課 ☎ 03-3647-9111 (代表)
〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 FAX 03-3647-8443 (課)
区のホームページ <https://www.city.koto.lg.jp>

国保の加入者
(令和8年2月28日現在)
世帯数 60,700世帯
被保険者数 79,476人

職場の健康保険に加入したら、国民健康保険をやめる手続きを!!

国民健康保険に加入中の方が、就職や扶養認定により職場の健康保険などに加入したときは、国民健康保険をやめる手続きをしてください。原則、職場が手続きを代行することはありませんのでご注意ください。

窓口・郵送で手続きする場合

- ①職場の健康保険の資格取得日がわかるもの
(資格情報のお知らせまたは資格確認書等)
 - ②マイナンバーがわかるもの (*1)
 - ③国民健康保険資格確認書 (お持ちの場合)
 - ④申請者のマイナンバーがわかるもの (*1)
 - ⑤申請者の本人確認書類 (*2)
- } 国保をやめる方全員分

以上の書類を準備し、受付窓口か郵送でお手続きください。

※郵送の場合: ①②④⑤のコピー、③の原本及び、このページの最後にある「国民健康保険資格喪失届 (郵送用)」を切り取って、下記郵送先へ送付してください。

【受付窓口】 江東区役所 (2階7番窓口)、各出張所、豊洲特別出張所

【郵送先】 〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 江東区医療保険課資格賦課係

電子申請で 手続きする場合

- ①マイナンバーカード
- ②職場の健康保険の
資格取得日がわかるもの

以上の書類を準備し、

「マイナポータル 国民健康保険の脱退届 (東京都江東区)」からお手続きください。

マイナポータル
電子申請▶



(*1) マイナンバーがわかるもの…… マイナンバーカード、通知カード (記載された氏名・住所等が住民票記載事項と一致するもの) など

(*2) 本人確認書類…… マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード (※有効期限内のもの) など

所得の申告をお願いします

所得が不明な場合は、所得が一定基準以下の世帯に適用される保険料均等割の減額、高額療養費自己負担限度額の軽減、入院時の食事代の減額などが受けられない等の不利益が生じるおそれがあります。

世帯主と国保加入者は、収入がない場合でも、保険料算定等のため、所得の申告 (住民税申告等) をお願いします。

※ただし、以下に該当される方については、所得の申告が不要の場合があります。

- ・所得が給与や年金のみの方で支払者 (勤務先・年金機構) から支払報告書の提出がされている方
- ・確定申告または住民税申告をされた方
- ・税法上の扶養親族となっている方

■ 資格賦課係 ☎ 03-3647-3167・03-3647-8520 ■

キリトリ線✕

国民健康保険資格喪失届 (郵送用)

右の国民健康保険
資格喪失届
と①～⑤の書類を
送付してください。

住所			
世帯主名		電話番号	
国保を やめる方	氏名	氏名	
	生年月日	生年月日	
	氏名	氏名	
	生年月日	生年月日	

令和 8 年度国民健康保険料の計算方法が決まりました 保険料の決定通知は 6 月中旬にお送りします

①～④の合計が令和 8 年度（令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月）の世帯の年間保険料額です。

① 医療分（医療費等の財源）

年間限度額：67 万円 [前年度より 1 万円増]

● 均等割
加入者数
× **47,600 円** [前年度より 300 円増]



● 所得割
加入者全員の『年間所得額』
× **7.51%** [前年度より 0.2 ポイント減]

② 後期高齢者支援金分（後期高齢者医療制度の支援金）

年間限度額：26 万円 [前年度と同額]

● 均等割
加入者数
× **17,600 円** [前年度より 800 円増]



● 所得割
加入者全員の『年間所得額』
× **2.80%** [前年度より 0.11 ポイント増]

③ 介護分（介護納付金分）

年間限度額：17 万円 [前年度と同額]

● 均等割
40～64歳の加入者数
× **17,800 円** [前年度より 1,200 円増]



● 所得割
40～64歳加入者の『年間所得額』
× **2.43%** [前年度より 0.18 ポイント増]

④ 子育て支援金分（子ども・子育て支援金制度の支援金）

年間限度額：3 万円

● 均等割**
加入者数(高校生相当年齢までの加入者*を除く。)
× **1,873 円**



● 所得割
加入者全員の『年間所得額』
× **0.27%**

* 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である加入者をいいます。

** 18 歳以上被保険者均等割 73 円を含みます。

※「年間所得額」とは…所得割の算定のもととなる金額です。

前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から、基礎控除額 43 万円（合計所得金額が 2,400 万円以下の場合）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用います。）。

保険料の負担軽減

均等割の減額

世帯主（国保に加入していない方を含む）と国保加入者の前年の総所得金額等（退職所得は除く）の合計が一定の基準以下になる世帯は、保険料の均等割が減額されます。減額の基準については、小冊子「みんなで守ろうわたしたちの国保令和 8 年度版」の 16 ページをご覧ください。

その他の軽減及び免除

上記以外にも、「非自発的な失業による軽減」「旧被扶養者の軽減」「出産被保険者の産前産後期間の免除」などの保険料軽減の制度があります。詳しくは、小冊子「みんなで守ろうわたしたちの国保令和 8 年度版」の 17～18 ページをご覧ください。

■ 保険料の軽減に関すること・・・資格賦課係 ☎ 03-3647-8520 ■

子ども・子育て世帯を応援！ 子ども・子育て支援金制度が始まります

「子ども・子育て支援金制度」は、高齢者を含む全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

支援金は、児童手当の拡充、育児時短就業給付、育児期間中の国民年金保険料免除、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付および子ども誰でも通園制度の 6 つの事業に充てられます。

支援金は、令和 8 年 4 月分から医療保険料と併せて拠出いただきます。

詳しくは「こども家庭庁」のホームページをご覧ください▶



保険料の納付方法

◆口座振替でのお支払い（特別徴収以外の方は原則口座振替をご利用ください）

毎月月末（金融機関等が休業日に当たる場合は翌営業日）に指定の口座から振替をします。（6月期から3月期までの計10回）

保険料係・各出張所でのお申込み

①口座振替依頼書によるお申込み

・本人確認書類 ・普通預金（総合口座）の通帳 ・通帳届出印

※郵送でのお手続きも可能です。保険料係にお電話をいただくか、ホームページから「口座振替依頼書」をダウンロードしてご利用ください。

②キャッシュカードによるお申込み

・本人確認書類 ・キャッシュカード

（生体認証機能付カード等、一部ご利用できないカードがあります）

キャッシュカードによる口座振替申請ができる金融機関

- | | | | |
|---------|----------|-----------|----------|
| ●みずほ銀行 | ●三菱UFJ銀行 | ●三井住友銀行 | ●りそな銀行 |
| ●きらぼし銀行 | ●ゆうちょ銀行 | ●東京ベイ信用金庫 | ●東京東信用金庫 |

専用 Web サイトからのお申込み



▲
江東区
ホームページ

江東区ホームページから
専用 Web サイト
にアクセス

必要事項を入力・確認

手続き完了

◆年金からのお支払い（特別徴収）

下記①～⑤のすべての条件を満たす世帯の保険料は、世帯主の年金から差し引かれます。

- ① 世帯主（65歳～74歳）が国民健康保険に加入している、
- ② 同じ世帯の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳である（ただし世帯主が年度内に75歳に達する場合を除く）、
- ③ 世帯主の公的年金受給額が年間18万円以上である、
- ④ 世帯主の介護保険料が年金から徴収されている、
- ⑤ 国民健康保険料と介護保険料の1回の支払い額の合計が1回の年金受給額（主に老齢基礎年金の金額）の2分の1を超えない

昨年度以前から 特別徴収（年金からのお支払い）の方

4、6、8月の年金からは、**直前の2月と同額**をお支払いいただきます（これを仮徴収といいます）。

10、12、翌年2月の年金からは、6月に決定する令和8年度分の年間保険料から4、6、8月分を引き、残りの金額を3回に割り振ってお支払いいただきます。

今年度から 特別徴収（年金からのお支払い）になる方

年間保険料の約半分を**6、7、8、9月期**の4回に分けて納付書や口座振替でお支払いいただきます。

残額を**10、12、翌年2月**の3回に分けて年金からお支払いいただきます。

*「特別徴収」の対象となっている方でも、年金引き落としを希望されない場合は、届出により「口座振替でのお支払い」に変更することができます（特別徴収が中止されるまでに2～4か月かかります）。 保険料係までご連絡ください。

◆納付書でのお支払い（6月期から3月期までの計10回でお支払いいただきます）

- ・お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、区役所（2階8番窓口）、各出張所でのお支払い
- ・Pay-easy（ペイジー）によるお支払い
- ・クレジットカードによるお支払い（ネットdeモバイルレジ、モバイルレジクレジット）
- ・バーコード決済によるお支払い（モバイルレジ、Pay Pay、d払い、au PAY、J-Coin Pay）

※J-Coin Payによる請求書払いサービスは令和8年8月31日をもって終了いたします。

※区役所等の窓口やコンビニでは、バーコード決済・クレジットカード・ペイジーによる納付はできません。

※詳しくは、区ホームページをご覧ください。

【納期限までに納付が難しいときは、お早めにご相談ください】

■ 保険料係 ☎ 03-3647-3169 ・ 滞納整理係 ☎ 03-3647-9278 ■

口座振替キャンペーンのお知らせ

以下の条件をすべて満たす世帯の中から抽選で150世帯に2,000円分の江東区内共通商品券が当たります。

◆対象者： ・令和8年6月から令和9年1月の間に口座振替を新規に開始した世帯（口座変更・廃止は除く）

※申し込みから引落開始まで1～2か月かかります

・抽選時点で江東区国民健康保険に加入及び口座振替している

・抽選時点で江東区国民健康保険料に未納がない

※当選者の発表は3月中の商品の発送をもって代えさせていただきます。

自動エントリーのため

申請不要

■ 保険料係 ☎ 03-3647-3169 ■

人間ドック受診費用助成

40歳以上74歳以下の江東区国民健康保険に加入している方が区の実施する健康診査（特定健康診査）の代わりに自費で人間ドックを受診した場合、受診費用の一部を助成します。助成要件や申請方法の詳細は、江東区ホームページまたは区役所や出張所等にあるチラシにてご確認ください。医療保健係までお問合せください。

江東区ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 国民健康保険

> 国民健康保険の保健事業 > 国民健康保険の人間ドック助成



令和8年4月よりオンライン申請を開始しました。詳しくはホームページをご覧ください。

令和8年度受診分の申請受付を開始

令和8年度受診分の申請受付は下記の通りです。

窓口での申請の際には、領収書、受診結果に加え、本人確認書類や振込先のわかるもの（通帳等）をお持ちください。

※郵送申請の場合、領収書、受診結果のコピーと申請書等を医療保健係まで。

【受診対象期間】 令和8年4月～令和9年3月

【申請期限】 令和9年4月30日（金）

【助成額】 受診した本人が支払った費用のうち8,000円を上限とし、1人につき上記受診対象期間内1回の助成

※令和8年4月より申請様式等を変更しています。申請の際は最新の情報をご確認ください。

令和7年度受診分の申請締め切り間近！申請期限：令和8年4月30日（木）必着

令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）受診分の申請期限は令和8年4月30日（木）です（郵送の場合必着）。

申請期限を過ぎると助成が受けられなくなりますので、お早めに申請ください。

※受診結果が届くのが5月になるなど必要書類が申請期限までにそろわない場合は必ず事前にお問い合わせください。

■ 医療保健係 ☎ 03-3647-8516 ■

あなたの命を守る「マイナ救急」

マイナ救急では、救急隊員がご本人のマイナ保険証を活用し、傷病者が過去に受診した病院や処方されたお薬などの医療情報を閲覧します。

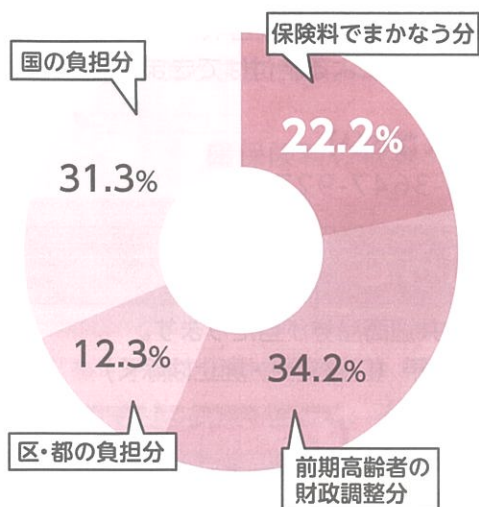
ご本人や付き添われるご家族の方の負担を軽くするとともに、傷病者の方がより適切な処置を受けるのに活用します。



詳しくは「総務省消防庁」のホームページをご覧ください▲

国保をささえる保険料

医療給付費の負担割合



（令和7年度 国の予算による）

国保に加入されている方には、医療の給付を受ける「権利」があると同時に保険料を支払う「義務」もあります。

保険料は、国民健康保険制度を運営するための大切な財源です。これまで区では、保険料負担をできるだけ抑えるため、区独自の財源を繰り入れてきました。しかし、国の方針により、この繰入額を段階的に縮小する必要があります。こうした事情に加え、以下の理由により、令和8年度保険料は増額となっております。

国民健康保険制度を安定して運営していくため、ご理解をお願いいたします。

令和8年度保険料改定の主な理由

- ①医療給付費が増加していること
- ②後期高齢者支援金及び介護給付費が増加していること
- ③子ども・子育て支援金制度が新設されたこと